

5-19 時間外・休日、深夜労働の割増賃金

時間外・休日、深夜労働の割増賃金 労働基準法第37条			
	始業	終業	22時
一日	8時間労働	時間外労働 (2割5分増し以上)	時間外労働が深夜に及ぶ(5割増し以上)
一週		1週40時間超の時間外労働 (2割5分増し以上)	時間外労働でない深夜業 (2割5分増し以上)
一月		1月60時間超の時間外労働 (5割増し以上)	(平22.4.1施行)
休日労働	休日労働 (3割5分増し以上)		休日労働が深夜に及ぶ(6割増し以上)

労働基準法上の時間外労働、すなわち割増賃金の対象となる労働時間は、1日8時間を超える時間及び1週40時間を超える時間である。

これを超えた時間の労働に対し、通常の賃金の2割5分以上の割増賃金を支払うことが必要である(法第37条)。平成22年4月1日以降は、これに加えて、1か月60時間を超える時間外労働(休日労働を含まない)に対して、5割以上の割増賃金率が適用される(平成19年改正、中小企業には適用が猶予される)。

休日労働に対しては、3割5分以上の割増賃金の支払いが必要である。また、深夜労働に対しては、別途、2割5分以上の割増賃金の支払いが必要である。